

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松本市	入山辺地区 (橋倉、南方、西桐原、東桐原、舟付・宮原、北入中部、千手・駒越、三反田・奈良尾、上手町、原・既所、大仏・一の海、大和合・牛立、三城)	令和3年2月19日	令和4年11月16日

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積(市街化区域、再生利用が困難な区域を除く)	212.0 ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	121.4 ha
アンケート調査時の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	127.8 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.6 ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	58.3 ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.4 ha
(備考)	

注1: の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、管内新規就農者、若手担い手が引き受ける意向のある優良樹園地の確保が必要。一方で水田利用については、構造改善未整備の圃場が多く作業委託も困難であり農地受け手の確保が必要

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

果樹地帯集落については、中心経営体である認定農業者が担うほか、規模拡大を希望する新規就農者への農地集積を進める。

水田利用は、地区再生協議会の方針による、自主転作を継続しながら遊休農地防止に努めると共に作業委託が困難な立地条件の圃場は集落内で担う意識づけと対応を進め、圃場整備が行われている筆については中心経営体への受入れを促進する事により対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>特産作物の生産拡大方針、 米・麦等の土地利用型作物以外に、特産であるぶどうを主体に国庫事業(産地生産基盤パワーアップ事業)を活用したぶどう棚新設、雨よけ施設の新設に取り組む。(R2～R4:入山辺地域 6,760㎡新設 山辺地域全体 34,760㎡)</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 西桐原・東桐原地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、16筆、52,510㎡となっている。</p>